

AM&T アジア・新興国 Legal Update

CONTENTS

- 1 【シンガポール】日本企業のシンガポール上場について
- 2 【インド】競争法改正案の国会への提出
- 3 【インドネシア】企業結合の事後通知義務への監視強化
- 4 【トルコ】独占禁止法改正

.....

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

.....

1 【シンガポール】日本企業のシンガポール上場について

2013年3月28日、トーセイ株式会社(8923:東京証券取引所)が、同日を上場日とするイントロダクション方式により上場した。東京証券取引所(「TSE」)への上場を維持する、いわゆるセカンダリー上場である。トーセイは、2013年2月22日、2013年3月19日にシンガポール証券取引所(「SGX」)に上場する計画であることを公表しており、当初は上場に際して新規株式の募集により13億6,960万円を調達することを予定していたが、上場に関連してSGXの株式取引及び決済のシステムないし設備の調整その他対応等が必要となったことを理由として新規株式の募集は中止されていた。その後、SGXの承認を条件として、2013年3月28日を上場日とするイントロダクション方式による上場を行うことが公表されていたが、2013年3月21日付のSGXの承認により、今回の上場に至ったものである。

トーセイ上場日の前日時点でSGXに上場していた日本企業は、野村ホールディングス、村田製作所、MARUWAの3社あり、トーセイはこれらの企業に続いた。もっとも、直近のMARUWAの上場は2001年であり、日本企業の上場は約12年ぶりとなった。

(SGX上場時に問題となりやすい日本・シンガポール間の法制度の違い)

日本の上場企業がSGXにセカンダリー上場しようとする場合、クリアすべき問題点は財務・会計上の問題点からガバナンス、オペレーション、システムの問題点まで多岐に及ぶが、とりわけ法律上は、日本とシンガポールとの間の法律及び取引所規則の違いから生じる問題のクリアが重要な課題となる。そもそも英国法を母法とするシンガポールと、大陸法系の日本とでは、法制度の違いが多岐に及ぶが、以下ではSGX上場との関係で問題となることが多いポイントについて触れる。

まず、日本の会社法とシンガポールの会社法及びSGX上場規則では、どのような事項について株主総会による決議を必要とし、あるいは取締役会の決議で足りるかについて定め方が異なる。例

例えば、SGX 上場規則では、会社関係者との取引で、取引金額が、会社の連結純有形資産額¹ (consolidated net tangible asset)の5%を超える取引については、株主総会の決議が必要となるが、この点は、取締役会の承認があれば足りるとする日本の会社法とは異なる。従って、上場後、そのような取引を行う必要が生じた場合には、日本において株主総会の承認を得ることが必要となる可能性がある。

また、シンガポールの会社法には、いわゆる監査役(statutory auditor)に相当する機関は存在せず、一般にauditorという場合には、会計監査役を指すなど、会社のガバナンスの枠組み自体に大きな違いがある。従って、日本の会社法に基づくガバナンスの仕組みについて、まずSGXの理解を得る必要があり、その上で、例えば、日本の会社法に基づく監査役会については、過半数を社外監査役とするなど、SGX 上場規則に基づくガバナンスのシステムに適合した構成とするよう配慮する必要がある。

さらに、SGX は、会社の定款等にいわゆる買収防衛策を規定することを認めていない。仮に上場しようとする会社が買収防衛策を導入している場合、当該買収防衛策を廃止するか、その内容が適切であって株主の利益を阻害しないことについて SGX に説明を行い、個別の Waiver を得る必要がある。

なお、シンガポールにも、日本における大量保有報告制度に相当する制度が存在する。その報告義務の発生基準も日本の制度と類似しているが(5%)、シンガポールの制度では、株主名簿上の株主ではなく、株式の実質的な所有者が報告義務を負うものとされ、会社は株主に対して、実質的な所有者が誰であるかについて開示するよう請求する権利を有する。

以上は主として法制度の違いに着目した問題点の一部であるが、その他、英文での適時開示が必要になり、また、国際会計基準の適用が求められるなど、海外上場一般の問題も重要である。これらも含め、実際に問題となる事項は極めて多岐に及び、そのすべてについて、SGX や当局との間で説明や調整を行うことは非常に長いプロセスとなりうる。こうしたプロセスにおいて、日本法及びシンガポール法の双方に知見を有する日本人弁護士が存在は非常に重要である。

今回のトーセイの上場により、SGX 及びシンガポール当局の日本の法制度に関する理解は大きく高まったものと考えられる。SGX への上場を目指す日本企業は、トーセイの事例を前例として活用することにより、より円滑な SGX 上場を実現させることが期待される。

弁護士 山田 純
jun.yamada@amt-law.com
 弁護士 副田 達也 (Rajah & Tann 出向中)
tatsuya.soeda@amt-law.com
 弁護士 高峯 直子
naoko.takasaki@amt-law.com
 弁護士 佐藤 かおり (Oon & Bazul 出向中)
kaori.sato@amt-law.com

2 【インド】競争法改正案の国会への提出

インドの競争法である、2002 年競争法(Competition Act, 2002)の改正案として、2012 年競争法改正案(Competition (Amendment) Bill, 2012)が、2012 年 12 月 10 日、インド国会の下院に提出された。同法案は、2002 年競争法の一部を改正する法律案である。同改正案が実際に法

¹ 純有形資産額とは、純資産額からのれんや知的財産権等の無形資産の価額を差し引いた金額をいう。

律として成立するかについては、なお国会での動向を注視する必要があるものの、同法案は、以下のとおり、重要な改正事項を含んでいる。

① 共同の支配的地位の濫用の概念の導入

現行法においては、支配的地位の濫用については、事業者又は事業者グループは支配的地位を濫用してはならない(2002年競争法4条1項)と規定されている。この点、同一の事業者グループに属するか否かについては、議決権の保有、取締役会の構成、経営支配の有無といった事情によって判断されるため、互いに独立した事業者が共同することによって支配的地位を獲得するような場合について、現行法の規定は規制していないと考えられた。

改正案では、「共同して、又は単独で(jointly or singly)」という文言が追加されたため、必ずしも事業者グループとは見られない複数の事業者が共同することによって支配的地位を獲得し、これを濫用するような場合についても、2002年競争法第4条における支配的地位の濫用の違反を問題とされるようになると思われる。

② 売上高(turnover)の定義の修正

現行法においては、売上高は物品又はサービスの販売価格を含むと規定されている。改正案では、売上高の定義から当該物品の販売又はサービスの提供に課される税金を除く旨の文言が追加されている。

③ 事業者グループ(group)の定義の変更

ある事業者が他の事業者と同じ事業者グループに属するかの判定について、現行法は、直接的又は間接的に、他方の事業者に対して「26パーセント以上の議決権」を行使することができるかを一つの基準としている(2002年競争法4条Explanation(c)、5条Explanation(b)。但し、企業結合規制については企業省告示にて修正。)。改正案では、この基準が「50パーセント以上の議決権」に修正されている。

④ 企業結合の事前届出制度における数値基準

現行法の下では、企業結合の事前届出を要する場合について、当事者又は当事者の事業者グループの資産や売上高に関する数値基準が一律に定められているが、改正案においては中央政府がインド競争委員会と協議のうえ、事業者の分野(class)ごとに異なる基準を設けることも可能とする旨の規定が含まれている。

実際にこの規定に基づいて、事業者の分野ごとに異なる基準が設けられた場合、インドにおける企業結合届出の実務に大きな影響を及ぼすことになると思われる。

⑤ 審査期間の上限の短縮

現行法31条11項においては、インド競争委員会への企業結合の届出から210日が経過してもインド競争委員会が承認の可否について何らの決定も指示も行わない場合には、当該企業結合はインド競争委員会により承認されたものとみなされる旨を規定しており、インド競争委員会による審査期間の上限を規定している。

この点、210日という長期間の待機期間については、同法の制定時から、企業活動に対する著しい制約になるとの批判がインドの国内外において強かった。

改正案では、31条11項に規定される210日の期間は180日に修正されている。

⑥ インド競争委員会の事務総局長の調査権限行使の容易化

改正案は、インド競争委員会の事務総局長による搜索や差押えについて、管轄裁判所の判事が発する令状の取得を不要とし、インド競争委員会の委員長の承認をもって事務総局長が搜索又は差押えを行うことを可能としている。いわゆる抜き打ち調査をインド競争委員会が容易に実施できるようにするものであるといえる。

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

3 【インドネシア】企業結合の事後通知義務への監視強化

インドネシア競争監視委員会(「KPPU」)は、2012年12月11日、私企業同士による企業結合(支配権の移転を伴う株式取得)に際し、インドネシア競争法(「競争法」)上の事後通知義務の懈怠について、4,600百万ルピア(≒USD472,000)の過料を命じた。本件は、公開されている中で、事後通知義務の懈怠に対して過料が命じられた初の事例である。本事例を受け、今後KPPUのエンフォースメントが強化されるとの見方もあるため、本稿では、注意喚起の意味も含めて、事後通知義務の要件・効果等をあらためて整理する。

競争法上、事業者が、他の会社と合併し、又は他の会社の株式を取得する(総称して「合併等」)ことにより、独占的行為又は不公正な競争をもたらすことが禁止されている。通知義務が発生するのは、合併等の取引金額が、総資産額2兆5千億ルピア(≒USD256,000,000)又は総売上高5兆ルピア(≒USD513,000,000)を超える場合である(但し、銀行に関しては、総資産額20兆ルピア(≒USD2,000,000,000)が基準として定められている。)。当該通知義務の履行期限は、取引の効力が法的に発生してから、30営業日以内である。なお、関連会社間の合併等については、当該通知義務の適用が除外されている。

KPPUは、事後通知を受けてから、合併等が独占的行為又は不公正な競争をもたらすか否かにつき審査を開始する。

本通知義務の懈怠については罰則が設けられており、通知義務の遅滞一日につき10億ルピア(≒USD102,000)、最高250億ルピア(≒USD2,560,000)の過料が課される。

なお、競争法には、以上に述べた事後通知義務の他に、KPPUに対して任意の事前相談を行う制度が設けられている(但し、事前相談制度を利用するためには、上述した事後通知義務を生じさせる取引規模を超える合併等である必要がある。)。但し、事前相談を行った場合でも事後通知義務は免れず、また、事前相談の結果、独占的行為等にあたらないと判断された場合でも、当該判断がKPPUの最終的な判断ではないことに留意が必要である。

以上の通り、合併等に伴う事後通知義務について簡単に説明したが、冒頭に述べた通り、本件過料の事例は、KPPUによる監視が強まる兆候であるとの見方もあるため、今後のKPPUの運用動向に注視していく必要がある。

弁護士 池田 孝宏 (Roosdiono & Partners 出向中)
takahiro.ikeda@amt-law.com

4 【トルコ】独占禁止法改正

トルコ競争委員会(Turkish Competition Board)は、企業結合に伴う届出の要件について改正を行い、①届出要件に係る数値基準の一部を改正し、②届出免除事由を廃止した。これらの改正は2013年2月1日に効力が発生している。

(届出要件に係る数値基準の緩和)

企業の買収・合併の結果一定の数値基準を満たす場合には、事前に届出の上トルコ競争委員会の承認を得る必要がある。

国内売上高基準と世界売上高基準により適用数値が異なるが、このうち世界売上高基準について、数値基準が緩和されるとともに、買収取引においては対象企業の売上高が勘案されることが明確化された。

改正前	改正後
(国内売上高基準) ① 当事会社のトルコにおける売上高の合計が1億トルコリラを超え ② 当事会社のうち少なくとも2社以上の個別のトルコにおける売上高が3,000万トルコリラを超える場合	変更なし
(世界売上高基準) ① 当事会社のうち1社の世界売上高が5億トルコリラを超え ② 他の当事会社のうち少なくとも1社のトルコにおける売上高が500万トルコリラを超える場合	買収取引において、 ① 買収対象事業若しくは財産にかかるトルコにおける売上高が3,000万トルコリラを超え ② 他の当事会社のうち少なくとも1社の世界における売上高が5億トルコリラを超える場合 合併において、 ① 合併当事者のうち少なくとも1社のトルコにおける売上高が3,000万トルコリラを超え ② 他の当事会社のうち少なくとも1社の世界における売上高が5億トルコリラを超える場合

(届出免除事由の廃止)

従来は、買収・合併の結果、(水平関係、垂直関係のいずれの意味においても)市場に何の影響も生じない場合には、企業結合に伴う届出は不要とされてきた。(買収対象事業とまったく関係しない)金融投資家や事業投資家で買収対象企業の事業とまったく市場の重複、関連性がない場合には、数値基準を満たす場合であっても届出が不要とされてきた。しかしながら、今般の改正により、かかる例外事由は廃止された。したがって、上記数値基準を満たす場合には常に届出が必要となることに留意が必要である。

弁護士 山神 理
michi.yamagami@amt-law.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

- ✧ 当事務所は、2013年3月21日、シンガポール、上海及び名古屋に今年度中にオフィスを開設することを発表いたしました。

シンガポール・オフィスでは、依頼者の皆様の東南アジアへの進出をサポートさせていただくとともに、コンプライアンスや労務案件等の進出後の法律問題についてもアドバイスします。M&A及び金融取引において豊富な経験を有する花水康弁護士をシンガポール・オフィスに代表弁護士として常駐させます。

上海オフィスでは、中国の金融・経済の中心地である上海にオフィスを設置することにより、華東地区以南の案件について利便性を向上させます。当事務所は1990年代に北京事務所を設立し、早くから中国関連業務を行って参りましたが北京事務所の首席代表を長年務めておりました森脇章弁護士を上海オフィスに代表弁護士として常駐させます。

名古屋オフィスでは、東海地方の依頼者の皆様に、当事務所のアジア・新興国の各国担当デスクや東京及び海外オフィスの弁護士と連携して、クロスボーダー取引等に関するソリューションを提供します。コーポレート、M&A及びアジア関係の業務をはじめとする幅広い業務を手掛ける青柳良則弁護士を名古屋オフィスに代表弁護士として常駐させます。

各オフィス開設に関する詳しい情報は、以下のリンクからご覧いただけます。

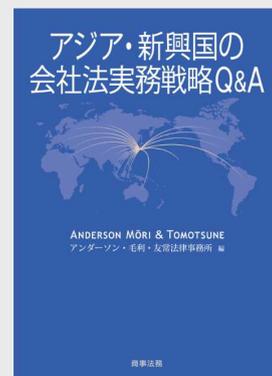
http://www.amt-law.com/res/news_2013_pdf/130321_3243.pdf

- ✧ 当事務所所属の弁護士が執筆いたしました「アジア・新興国の会社法実務戦略 Q&A」(出版:株式会社商事法務)が刊行されました。

本書は、アジア・新興国 13カ国の法制度について、当事務所のこれまでの知見をコンパクトに凝縮し、海外進出の際に直面することの多い問題点について Q&A 形式でまとめたものです。

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://bizlawbook.shojihomu.co.jp/cgi-bin/menu.cgi?CID=&ISBN=4-7857-2080-3>



【異動】

当事務所のアソシエイト、宮健太郎弁護士が2013年4月9日よりトルコ(イスタンブール)のPaksoy法律事務所(<http://www.paksoy.av.tr/>)に出向いたしました。トルコへの進出、その他トルコ法に関するご質問等ございましたら、当事務所トルコデスク(Turkey_desk@amt-law2.com)までお問い合わせ下さい。

【論文・著書】

- ✂ 当事務所のアソシエイト、大河内亮弁護士の執筆した論文が公正取引に掲載されました。
「インドにおける競争政策の動向と日本企業の留意点」
（「公正取引」No.749（2013年3月号））

- ✂ 当事務所のパートナー、琴浦諒弁護士、アソシエイト、白根信人弁護士が共同執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「各国のコーポレートガバナンス＜第16回＞バングラデシュ」
（「月刊監査役」No.612 2013年4月号）

- ✂ 当事務所のアソシエイト、安西明毅弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「タイにおける契約の履行を確保するための手段について」
（「国際商事法務」Vol.41, No.4(2013年4月号)）

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

□ 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

.....



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー

Tel: 03-6888-1000

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>